

一般社団法人フットアジャストメント協会会員規約

第1条（目的）

一般社団法人フットアジャストメント協会（以下、「本協会」という。）は、体の軸でもある足を調整し、子ども、アスリート、高齢者に対して、健康的な体作りを支援することを目的とする。

第2条（会員制度）

（1）本協会は、会員制とし、当協会が別途定める方法により入会手続きをしていただきます。

（2）会員の契約期間は、会員が本協会所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

第3条（入会資格）

本協会に入会できる方は、本協会の目的に賛同し、本会員規約を承認された方とします。なお、本協会は自由裁量により、入会をお断りすることができ、その理由を述べる必要はないこととします。

本協会の入会資格は、次の各号を全て満たす方に限ります。

- （1）本規約及び本協会の諸規則を守れる方
- （2）暴力団関係者及び薬物常用者でない方
- （3）過去に本協会を除名となっていない方

第4条（入会手続き）

本協会に入会される方は、所定の入会手続きを行い、本協会の承認を得たうえ、別途定めた会費、入会諸費用等をお支払いただきます。

第5条（未成年者の取扱い）

未成年者が会員になろうとする場合は、本人とその親権者の連署で申し込むものとします。なお、親権者は会員規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条（入会費・会費等）

（1）入会費、会費等の金額、支払時期及び支払方法は、本協会がこれを定めます。

（2）既にお支払した入会費、会費等は、返還できません。

(3) 本協会の運営上、または経済情勢の変動に応じて、入会費、会費等の金額を変更することができます。

第7条（会員資格の譲渡等）

会員は、当協会の会員資格を第三者に譲渡、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第8条（会員資格の相続）

本協会の会員資格は、一身専属のものであり、相続することはできません。

第9条（損害賠償責任免責）

会員が本協会を利用中、会員が受けた損害に対して、本協会に故意又は過失がある場合を除き、本協会は当該損害に対する責を負いません。

また、会員同士に生じたトラブルについても同様とします。

第10条（会員の損害賠償責任）

会員が本協会の利用中、会員の責めに帰すべき事由により、本協会または他の会員その他第三者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に対する責を負うものとします。

第11条（休会）

会員が、本協会を休会する場合は、本協会の所定の手続きを行わなければならない、休会期間は半年とし、その間の会費は無料とします。なお、復会を希望する場合は、1か月前に本協会へ申出を行わなければなりません。

第12条（退会）

会員が、本協会を退会する場合は、所定の手続きを行わなければならない、退会する1か月前に本協会へ申出を行わなければなりません。

第13条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、本協会は当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の会員規約、その他規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉又は信用が傷つけられたとき
- (3) 会費その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
- (4) 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき

(5) 本協会、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断したとき。

(6) 公序良俗に反する行為をしたとき。

(7) その他、本協会が会員としてふさわしくないと判断したとき

第14条 (変更届)

会員は、氏名・住所・連絡先・その他入会申込事項に変更があった場合には、速やかに本協会に変更届を提出するものとします。なお、会員への連絡等は、届出住所・連絡先宛てに行い、本協会は以後の責任を負いません。

第15条 (遺失物等)

(1) 会員が本協会の利用に際して生じた紛失については、本協会に故意又は過失があった場合を除き、会員各自の自己責任とし、本協会は責任を負いません。

(2) 遺失物等については、原則1か月間保管した後に、処分いたします。

第16条 (会員規約等の改定)

本協会は必要と認めた時は、会員の事前の了承を得ることなく、本規約、会費等諸費用、利用規則その他本協会の運営管理に関する改定を行うことができ、会員は承諾するものとする。なお、改定を行うときは、本協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法にて告知することとする。

第17条 (禁止事項)

本協会は、会員が下記の事項に該当する場合は、その会員を本協会への入場禁止及び退場を命ずることができます。

(1) 伝染病の症状があるとき

(2) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき

(3) 室内を撮影すること

(4) 他の会員や施設スタッフへの誹謗中傷・暴行・ストーカー行為等、法令や公序良俗に反する行為

(5) 本協会の施設・器具・備品の損壊や備品の持ち出し

(6) 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動署名活動等

(7) 動物を施設内に持ち込むこと。但し盲導犬は除外する。

(8) 危険物を施設内に持ち込むこと

- (9) 酒気をおびての来店、施設内での飲酒・喫煙
- (10) その他、本協会が会員としてふさわしくないと認める行為

第18条（個人情報の取扱い）

1. 本協会は、会員の本人確認、入会後の会員に対するイベント等の案内及び通知、本協会利用料金の請求等に利用する目的で、入会申込みの際に以下の情報（以下個人情報という）を保有いたします。

(1) 会員の氏名・年齢・性別・生年月日・住所・電話番号・勤務先・家族構成・メールアドレス等

(2) 本協会の利用に関して会員が使用する銀行口座番号・クレジットカードと番号

(3) 運転免許証・パスポート・健康保険証等会員の身分を証明する記載事項

2. 本協会は、以下のいずれかに該当する場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供いたしません。

(1) 会員から予め同意をいただいた場合

(2) 利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合

(3) 統計的なデータなど会員個人を識別できない状態で提供する場合

(4) 法令に基づき提供を求められた場合

4. 会員が本人の個人情報の照会・修正・削除等を希望する場合には、本協会は、本人であることを確認のうえ、合理的な期間および範囲において対応します。

第19条（協議事項）

この規約に定めがない事項、又はこの規約条項に解釈上疑義が生じた事項については、民法その他関係法規に従い、当協会及び会員が誠意をもって協議し、定めるものとする。

第20条（専属的合意管轄）

本協会と会員間の訴訟については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

（附則）

本規約は、2019年 10月26日より施行します。